

2 8 介護保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

施行後 20 年を経過した介護保険制度は、今後到来する超高齢社会における介護問題に対処するため、共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

しかしながら、一方では、制度の持続可能性やサービスの質の問題など解決すべき課題も多く、なかでも介護給付適正化への取組が急務となっており、介護保険制度の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

第 1 表 介護保険第 1 号被保険者数等

(単位 人、団体)

区 分	第 1 号被保険者数	保 険 者 数			
		市町村	広域連合	一部事務組合	計
令和 4 年度	822,024	23	0	0	23
令和 3 年度	824,364	23	0	0	23
令和 2 年度	822,611	23	0	0	23

(注) 1 「第 1 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 1 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者」である。

(注) 2 各年度 3 月 31 日現在の数値による。

第 2 表 要介護（要支援）認定者数

(単位 人、%)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	27,793	22,440	32,982	24,674	19,854	17,829	13,614	159,186
第 2 号被保険者	327	464	382	511	312	283	301	2,580
総 数	28,120	22,904	33,364	25,185	20,166	18,112	13,915	161,766
構 成 比	17.4%	14.2%	20.6%	15.6%	12.5%	11.1%	8.6%	100.0%

(注) 1 「第 2 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 2 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者」である。

(注) 2 令和 5 年 3 月 31 日現在の数値による。

〔事業の内容〕

「第 8 期ひろしま高齢者プラン」（令和 3～令和 5 年度）に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

1 介護保険給付費等の負担（予算額 37,836,864 千円）

介護保険法第 123 条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する費用の額の 12.5%又は 17.5%に相当する額を負担する。（平成 12 年度創設）

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を行う地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業）に要する費用の額の 12.5%又は 19.25%に相当する額を負担する。（平成 18 年度創設）

さらに、低所得者が介護保険料を負担し続けることを可能にするため、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の第 1 号保険料の軽減を強化する。市町が軽減した介護保険料の 1/4 の額を負担する。（平成 27 年度創設）

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円、%)

区 分	市 町 給 付 額	県 負 担 金	県 負 担 割 合
令和5年度(予定)	257,873,943	36,928,572	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和4年度(見込)	249,977,373	35,821,033	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和3年度	242,183,050	34,696,424	居宅 12.5%・施設等 17.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和5年度は当初予算額)の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金(交付金)の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町の地域支援事業に 要する費用の額	県 負 担 金 (交 付 金)	県 負 担 割 合
令和5年度(予定)	16,964,104	2,459,987	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和4年度(見込)	15,748,296	2,300,657	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和3年度	15,256,669	2,439,755	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和5年度は当初予算額)の金額である。

第3-3表 低所得者介護保険料軽減強化事業に要する県負担金の状況

(単位 千円)

年 度	市 町 軽 減 額	県 負 担 金	補 助 割 合
令和5年度(予定)	3,633,165	908,291	国 1/2、県 1/4、市町 1/4
令和4年度(見込)	3,611,189	902,797	国 1/2、県 1/4、市町 1/4
令和3年度	3,587,316	896,829	国 1/2、県 1/4、市町 1/4

(注) 令和5年度は当初予算額の金額である。

2 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、平成15年度から基金への積立を一時休止している。(平成12年度創設)

第4表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

区 分	積 立 額	摘 要
令和5年度(予定)	75	貸付を受けた市町からの償還金及び運用収入の積立
令和4年度	373	
令和3年度	388	

(注) 各年度の決算額(ただし、令和5年度は当初予算額)の金額である。

3 低所得者等の利用者負担の軽減(予算額 11,920千円)

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。(平成12年度創設)

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用者負担を10%から0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-1表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	2	225
令和4年度	2	241
令和3年度	1	38

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業
低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第5-2表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	19	11,175
令和4年度	21	9,388
令和3年度	20	9,628

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業
特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-3表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	2	520
令和4年度	2	367
令和3年度	2	298

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-4表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	0	0
令和4年度	0	0
令和3年度	0	0

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

4 広報

介護保険制度の内容及び県の取組について広く周知を図るため、県の広報媒体等を活用した広報事業を実施する。

5 広島県介護保険審査会の運営（予算額 1,028 千円）

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県介護保険審査会を運営する。（平成 11 年度創設）

第 6 表 審査請求の状況

（単位 件）

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和 4 年 度	1	裁決（棄却）1 件、（認容）0 件
令和 3 年 度	5	裁決（棄却）3 件、（認容）2 件
令和 2 年 度	0	裁決（棄却）0 件、（認容）0 件

6 介護給付の適正化（予算額 25,954 千円）

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、「第 5 期広島県介護給付適正化計画」（令和 3 ～令和 5 年度）に基づき、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営の維持を図る。

(1) 保険者（市町）の指導・支援（予算額 656 千円）

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に対する指導・支援等を実施する。（平成 12 年度創設）

(2) 認定調査員等の研修（予算額 2,475 千円）

認定調査の標準化・適正化に向けて、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

（単位 千円）

区 分	研 修 名	内 容	予 算 額
要介護認定	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の留意点等に関する研修（平成 11 年度創設）	1,088
	認定調査フォローアップ研修	現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等による調査の実施方法等に関する研修（平成 19 年度創設）	1,387
	介護認定審査会委員研修	要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に関する研修（平成 11 年度創設）	—
	認定審査会運営適正化研修	審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修（平成 20 年度創設）	—

（注）認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

(3) 保険者機能強化支援事業（予算額 22,823 千円）

保険者である市町の意識改革を促し、保険者による介護費用等の分析、財政的インセンティブ評価指標の取組への支援やケアプラン点検研修の実施により、保険者機能の強化を図る。（平成 30 年度創設）